

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）

## 【見直し案】

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	<b>1350点</b>	<b>850点</b>	<b>700点</b>
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点		<b>700点</b>	
抗原検出検査（定性）	600点		<b>300点</b>	
抗原検出検査（定量）			<b>560点</b>	

## (参考)

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託)	4/1~6/30 850点	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-I抗体 (ウエスタンブロット法及びラインブロット法) (425点) 2回分
	7/1~ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出 (350点) 2回分
SARS-CoV-2核酸検出 (検査委託以外)	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出 (350点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	4/1~6/30 850点	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-I抗体 (ウエスタンブロット法及びラインブロット法) (425点) 2回分
	7/1~ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出 (350点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託以外)	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出 (350点) 2回分
SARS-CoV-2抗原検出 (定性)	300点	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法) (150点) 2回分
SARS-CoV-2抗原検出 (定量)	560点	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体 (ウエスタンブロット法) (280点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原 同時検出 (定性)	420点	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性 (角膜) (210点) 2回分

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）

## 1 経緯

- 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」

（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

### 4. 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

#### （1）誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備

- 保険診療として実施されているPCR検査等について、その価格が自費検査価格に影響を与えているとの指摘もある中で、**実勢価格を踏まえて保険収載価格の検証を行い、その結果を踏まえて、年内を目途に必要な見直しを行う。**

## 2 スケジュール

- ・ 検査の価格の見直しについては、通常、診療報酬改定時（令和4年4月1日）であるが、本件については、政府方針を踏まえ、臨時的に**本年12月31日**に前倒しして引き下げを行う（一部経過措置あり）。

## 3 見直し案（詳細は別紙）

検査項目	現行点数	見直し（案）
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	<b>700点（※）</b>
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	
抗原検出検査（定性）	600点	<b>300点</b>
抗原検出検査（定量）		<b>560点</b>

※ 「核酸検出（PCR）検査（委託）」については、激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。

## (別紙)

# 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し(案)一覧

検査項目	現行点数	見直し(案)	準用点数(案)
SARS-CoV-2核酸検出(検査委託)	1800点	<b>700点(※)</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2核酸検出(検査委託以外)	1350点	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託)	1800点	<b>700点(※)</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託以外)	1350点	<b>700点</b>	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出(350点) 2回分
SARS-CoV-2抗原検出(定性)	600点	<b>300点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)(150点) 2回分
SARS-CoV-2抗原検出(定量)		<b>560点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)(280点) 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)	600点	<b>420点</b>	D012 感染症免疫学的検査 「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)(210点) 2回分

※ 激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点(D023 微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出(450点)3回分)とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。